

意見募集案件	北広島市手数料徴収条例の改正について
担当課	企画部都市計画課 電話 011-372-3311 内 3622

意見募集期間	令和6年12月25日(水) から 令和7年1月24日(金) まで
原案の公表場所 (閲覧・配布)	◇市役所(企画部都市計画課)及び各出張所 ◇エルフィンパーク市民サービスコーナー、図書館(本館)、中央公民館 ◇北広島団地住民センター、ふれあい学習センター(夢プラザ) ◇市ホームページ、広報北広島1月1日号(概要のみ)
意見の提出方法 ・提出先	<ul style="list-style-type: none"> <li>・書面(様式自由)による提出</li> <li>・オンラインによる提出(市ホームページから提出)</li> <li>・持参、郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれか</li> <li>・意見提出者は、住所・氏名・電話番号・対象案件を記入のこと</li> </ul> <p>※住所・氏名の公表は行いませんが、記入のない意見には回答できない場合があります。</p> <p>※市外にお住まいの方は、北広島市との関係を記入してください。(通勤・通学等)</p> <p>企画部都市計画課 郵便番号 061-1192 (住所不要) 電話 011-372-3311 ファクシミリ 011-372-3850 電子メールアドレス: toshik@city.kitahiroshima.lg.jp</p>
検討結果の公表 予定時期	令和7年2月頃 ※提出意見(提出がなかった場合は、その旨)、提出意見を検討した結果及びその理由をホームページで公表します。
対象となる政策等 の内容	<p>(1) 案を作成した趣旨、目的、理由 宅地造成及び特定盛土等規制法の改正により北広島市手数料徴収条例を改正するものです。</p> <p>(2) その案件の決定内容(案)の骨子(概要) 別紙「北広島市手数料徴収条例の改正について」のとおり</p> <p>(3) その案の根拠となる法令の規定 宅地造成及び特定盛土等規制法、都市計画法</p> <p>(4) 案を処理したときに生じる可能性のある市民生活への影響(検討の論点等) 盛土等を行う場合の申請手数料が変更になります。</p> <p>(5) その他(他自治体における類似事例など、検討の参考となる情報) 北海道建設部手数料条例等</p>
対象となる政策等 の原案	別紙「北広島市手数料徴収条例の改正について」のとおり
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメント後のスケジュール</li> </ul> <p>令和7年第1回定例会に提案し、令和7年4月1日から条例施行予定</p>

